



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 扶 桑 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 赤 澤 良 太
(東証第1部・コード番号: 4 3 6 8)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 武 川 隆 彦
電 話 番 号 0 6 - 6 2 0 3 - 4 7 7 3

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の当社第 61 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、平成 30 年 2 月 16 日に開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 監査等委員会設置会社へ移行するため、移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 重要な業務執行の決定を機動的に行なうため、取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法399条の13 第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設します。
- (3) 上記の新設、変更および削除に伴い、条数の整備を行うとともに、字句の修正等の所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月22日（予定）
定款変更の効力発生日 平成30年6月22日（予定）

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">②・③ (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会 (削除)2. <u>監査等委員会</u>3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役とは区別して選任するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">②・③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② (省略)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条・第27条 (省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> (選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条・第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第38条 (省略)</p> <p>第7章 計算 第39条～第43条 (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人 第32条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第35条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(取締役の責任免除による経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第61期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。この場合、各監査等委員の同意を要するものとする。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除による経過措置)</u></p> <p><u>第2条 当社は、第61期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>